

随意契約（相手方指定）調書

|       |                         |            |
|-------|-------------------------|------------|
| 件名    | 児童下校時見守り業務委託            | No.5200172 |
| 工（納）期 | 令和 5年 3月 31日            |            |
| 契約締結日 | 令和 4年 4月 1日             |            |
| 契約金額  | 推定総額 40,101,338円（消費税込み） |            |

|         |   |  |
|---------|---|--|
| 契約相手方   | 公益社団法人荒川区シルバー人材センター<br>(法人番号：9011505001507) |  |
| 相手方指定理由 | 別紙に記載のとおり。                                  |  |
| 備考      | 複合契約  |  |

## 業者選定理由書

|             |  |
|-------------|--|
| 件名          | 児童下校時見守り業務委託   |
| 指名業者<br>(案) | 名称 公益社団法人荒川区シルバー人材センター<br>所在地 荒川区東尾久四丁目32番7号<br>代表者 会長 寺澤 武  |
| 特命理由        | <p>本件は、区立小学校児童の通学路等に児童を見守る業務員を配置し、下校中の安全を確保する業務である。<br/>主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の承認を得たうえで、上記法人を契約相手方と指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号において、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合は、随意契約によることができるとの規定がある。</li><li>② 上記法人は、荒川区在住の高齢者が会員となっている公益社団法人であり、本件を受託することで、健康で働く意欲のある高齢者に就業機会を提供することになる。</li><li>③ 上記法人は、平成17年度から本件業務を受託しており、その履行状況は良好である。</li></ol> <p>以上のことから、上記法人を相手方とした随意契約を締結する。</p> |
| その他<br>特記事項 | ○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第3号<br>(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センター等から役務の提供を受ける契約)   |